

## 道頓堀商店会ビル健全化委員会規約

### 総則

1. 本会は道頓堀商店会に設置し、本商店会に所在するビルの所有者及び管理者から構成される。
2. 本会の設立目的は、道頓堀商店会の健全で良好な環境を守り、商店会のさらなる発展をめざすとともに、会員同士の交流を促進することとする。
3. 本会は、上記目的を達成するため、ビル所有者及びビル管理者が賃貸借契約をするにあたって、以下の自主規制基準を定めるものとする。

### 自主規制基準

(入居受け入れに関すること)

1. 法令による除外事由がある場合を除き、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項第1号(いわゆるソープランド)、第2号(いわゆるファッションヘルス)及び第6号(出会い系喫茶)に掲げる営業を営む者又は、させる者に貸し出さないこと。
2. 賭博、違法な薬物の売買その他法令に違反する行為に使用し又は、させる者に貸し出さないこと。
3. 営業に関し、客引き行為、勧誘行為、迷惑ビラ等の配布行為、その他の違法な集客行為等を行う者又は、させる者に貸し出さないこと。
4. 上記に掲げるもののほか、公序良俗に反し、又は、商店会の環境を悪化させるおそれのある者には貸し出さないこと。
5. 1～4の条項について、貸主一借用者間で取り交わす契約書に記入すること。

(入居後の営業内容の確認に関すること)

6. 入居テナントが、賃貸契約の使用目的に合致した業務内容になっているか、随時、確認を行うこと。

(解約などに関すること)

7. 1又は2に掲げる営業等を行っていることが判明した場合は、契約を解除すること。
8. 3又は4に掲げる行為等であることが判明した場合は、改善に向けた指導又は、契約解除に向けた勧告等を行うこと。

(その他)

9. 1又は2に掲げる営業等に該当する場合で、テナント明け渡しの際は、違法営業等が行われないう、室内のスケルトン化を図ること。
10. 現在他者にビル、部屋等を貸していない場合でも、上記の目的を達成するため、会員同士の連携をもって努力すること。

2015年11月19日制定

(ビル健全化委員会活動)

委員会は以下の活動を行うこととする。

1. 委員会の開催、及び活動の活性化に向けた勉強会などの開催。
2. 委員が所有または管理するビルの現状についての報告、及び点検。
3. 警察、他商店会との情報交換、及び交流。
4. ビルオーナー等の委員会への参加・勧誘、及び社会への啓発活動。 など